

議案第 57 号

城陽市国民健康保険条例の一部改正について

城陽市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、議会の議決を求める。

令和 3 年 1 1 月 3 0 日提出

(2021年)

城陽市長 奥 田 敏 晴

城陽市国民健康保険条例の一部を改正する条例

城陽市国民健康保険条例（昭和36年城陽市条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第7条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>404,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに30,000円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第7条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>408,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに30,000円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 略</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年（2022年）1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の前に出産した被保険者に係る第7条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

提案理由

健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）の一部改正に伴い、出産育児一時金（加算措置部分を除く）の額が引き上げられたことから、国民健康保険についても出産育児一時金を引き上げる改正を行いたいのので、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第58条第1項の規定に基づいて、本案を提案するものである。

参照条文

国民健康保険法（抜粋）

第58条 市町村及び組合は、被保険者の出産及び死亡に関しては、条例又は規約の定めるところにより、出産育児一時金の支給又は葬祭費の支給若しくは葬祭の給付を行うものとする。ただし、特別の理由があるときは、その全部又は一部を行わないことができる。

2・3

略